

開 会 午前10時00分

○委員長（芳賀 潤君） おはようございます。

ただいまの出席委員数は12名であります。定足数に達しておりますので、本日の委員会は成立いたしました。

これより本日の予算特別委員会を開きます。

議案第23号令和5年度大槌町国民健康保険特別会計予算を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。町民課長。

○町民課長兼リサイクルセンター長（関 貴紀君） 議案第23号令和5年度大槌町国民健康保険特別会計予算を定めることについてを御説明申し上げます。

11ページをお開きください。

令和5年度大槌町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めることによる。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億2,905万6,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による、

第2条地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定める。

第3条地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。（1）保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一管内でのこれらの経費の各項の間の流用。

12ページをお開きください。説明につきましては款・項・金額を読み上げ、対前年度比の伸び率及び増減要因、または主な事業内容について御説明申し上げます。なお、款及び項が同様の場合は省略いたします。

第1表歳入歳出予算、歳入1款1項国民健康保険税1億7,705万2,000円、11.3%の減。収納率につきましては、前年度までの収納実績を勘案し現年課税分90%、滞納繰越分20%を見込んでおります。

2款分担金及び負担金1項負担金1,000円は整理科目であります。

3款使用料及び手数料1項手数料15万円は、国民健康保険税督促状発送に伴う手数料であります。

4 款国庫支出金 1 項国庫負担金1,000円は、整理科目であります。

同じく 2 項国庫補助金1,000円は整理科目であります。

5 款県支出金 1 項県負担金1,000円は、整理科目であります。

同じく 2 項県補助金11億2,626万4,000円、3.1%の減。前年度実績見込みから減となるもので、保険給付費に係る交付金が主な内容であります。

同じく 3 項財政安定化基金交付金1,000円は、整理科目であります。

6 款財産収入 1 項財産運用収入7,000円は、高額療養貸付基金預金利子及び財政調整基金預金利子であります。

7 款 1 項寄附金1,000円は、整理科目であります。

8 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 億1,282万5,000円、4.1%の減。前年度実績見込みから減となるものであります。

同じく 2 項基金繰入金1,000円は、整理科目であります。

9 款 1 項繰越金1,000万円は前年度繰越金であります。

10 款諸収入 1 項延滞金加算金及び過料100万1,000円は、一般被保険者国保税延滞金等であります。

同じく 2 項預金利子1,000円は、整理科目であります。

同じく 3 項雑入174万8,000円は、増減ありません。

13 ページをお開きください。11 款 1 項町債1,000円は、整理科目であります。

14 ページをお開きください。歳出 1 款総務費 1 項総務管理費1,048万9,000円、55.9%の減。国保事務に係る市町村事務処理標準システムの負担金等の減になります。

同じく 2 項徴税费165万4,000円、36.6%の減は、国保税システム改修に係る委託料の減であります。

同じく 3 項運営協議会費11万9,000円は、国保運営協議会に係る経費であります。

2 款保険給付費 1 項療養諸費 9 億5,495万3,000円、7.9%の減。前年度実績見込みから減となるもので、一般被保険者に係る診療報酬支払保険者負担金が主な内容であります。

同じく 2 項高額療養費 1 億3,586万円、67.7%の増。前年度実績見込みから増となるものであります。

同じく 3 項移送費 1 万1,000円は、一般被保険者移送費等であります。

同じく 4 項出産育児諸費630万4,000円は、出産育児一時金15件を見込んでおります。

同じく 5 項葬祭諸費120万円は、葬祭費40件を見込んでおります。

同じく 6 項傷病手当金1,000円は、整理科目であります。

3 款国民健康保険事業費納付金 1 項医療給付費分 1 億9,968万1,000円、12.7%の減。

同じく 2 項後期高齢者支援金等分7,644万円、2.8%の増。

同じく 3 項介護納付金分2,559万1000円、1.7%の増。県において算出された国民健康保険事業費納付金であります。

4 款 1 項共同事業拠出金1,000円は、整理科目であります。

5 款 1 項財政安定化基金拠出金1,000円は、整理科目であります。

6 款保健施設費 1 項特定健康診査等事業費1,231万6,000円、0.3%の減。特定健康診査業務委託料の減によるものであります。

同じく 2 項保健施設費82万1,000円、0.5%の減。医療費適正化に係る委託料の減によるものであります。

7 款 1 項基金積立金 1 万1,000円は、財政調整基金利子積立金であります。

8 款 1 項公債費20万円は、一時借入金利子であります。

15ページをお開きください。9 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金240万2,000円は、国税還付金及び還付加算金であります。

10款1項繰上充用金1,000円は、整理科目であります。

11款 1 項予備費100万円は、前年度と同額であります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（芳賀 潤君） 質疑に入ります。136ページをお開きください。

歳入。1 款国民健康保険税 1 項国民健康保険税。

進行します。137ページ。

進行します。2 款分担金及び負担金 1 項負担金。

進行します。3 款使用料及び手数料 1 項手数料。

進行します。4 款国庫支出金 1 項国庫負担金。

進行します。2 項国庫補助金。

進行します。5 款県支出金 1 項県負担金。

138ページに入ります。2 項県補助金。

進行します。3 項財政安定化基金交付金。

進行します。6 款財産収入 1 項財産運用収入。

進行します。7 款寄附金 1 項寄附金。

進行します。8款繰入金1項他会計繰入金。

139ページに入ります。2項基金繰入金。

進行します。9款繰越金1項繰越金。

進行します。10款諸収入1項延滞金、加算金及び過料。

進行します。2項預金利子。

140ページに入ります。3項雑入。

進行します。11款町債1項町債。

進行します。歳入を終わります。

141ページ。歳出1款総務費1項総務管理費。菊池委員。

○1番(菊池忠彦君) 歳出でよろしいですね。

委託料、地域コホート調査研究データ作成委託料のところでは伺います。まず確認したいのが、地域コホートの調査内容、それから調査方法というのを御提示願いたい。

○委員長(芳賀 潤君) 町民課長。

○町民課長兼リサイクルセンター長(関 貴紀君) こちらですが、岩手医大さんのほうで行っている健康追跡調査に係りましてのレセプトの提供等々を行っている事業でございます。歳入でも、この分は雑入で100%入っているという格好でございます。

○委員長(芳賀 潤君) 菊池委員。

○1番(菊池忠彦君) いわゆる健康調査を行うことで、地域の方々の疾患の早期発見であるとか、早期受診につなげるというか役立たせるためのものだと思うんですけども、震災からもう10年以上13年たった今、よく言われるのがソフトの部分がこれから大事な部分だということをよく言われますけれども、まさにこういったことがソフトの部分だと思うんですね、PTSRとか心的外傷後ストレス反応であるとか、こういう心のケアの部分にすごいつながることだと思うんですけども、これは調査をして実態を提供することによってどのように町民の生活に役立つとお考えか、その辺を少し教えていただければ。

○委員長(芳賀 潤君) 町民課長。

○町民課長兼リサイクルセンター長(関 貴紀君) お答えします。

やはり心と体、その分の把握に尽きるかと思えます。私どもも、これは医療の関係ではありますが、今現在も寿命の関係で健康寿命というものを伸ばすために、福祉課のほうとも協力しながらそこら辺のケア的なところも押し進めてまいりたいと思っております。

す。

○委員長（芳賀 潤君） 菊池委員。

○1番（菊池忠彦君） つまりは、病気の予防法であるとか治療法を開発するための基盤づくりというふうに私は理解しているので、しっかりこの辺も力を入れていただきたい。単なるデータ提供だけではなくて、町内でしっかりその分を把握して、実態調査をして健康づくり、それから治療法の開発に役立たせるために、せっかく予算をかけるわけですからしっかり取り組んでいただきたいと思います。御答弁いいです。

○委員長（芳賀 潤君） 141ページ、ほかにありますか。

進行します。142ページに入ります。2項徴税費。

進行します。3款運営協議会費3項運営協議会費。

進行します。2款保険給付費1項療養諸費。

進行します。143ページ上段まで。

進行します。2項高額療養費。

進行します。144ページに入ります。3項移送費。

進行します。4項出産育児諸費。

進行します。5項葬祭諸費。

進行します。6項傷病手当金。

進行します。3款国民健康保険事業費納付金1項医療給付費分。

進行します。145ページ中段まで。

進行します。2項後期高齢者支援金等分。

進行します。3項介護納付金分。

進行します。145ページに入ります。失礼しました。146ページでした。4款共同事業
拠出金、1項共同事業拠出金。

進行します。5款財政安定化基金拠出金1項財政安定化基金拠出金。

進行します。6款保健施設費1項特定健康診査等事業費。

進行します。2項保健施設費。

進行します。147ページに入ります。

進行します。7款基金積立金1項基金積立金。金崎委員。

○11番（金崎悟朗君） 基金積立金のところでその中身とか、あとはこの間追悼式・十三
回忌、そして震災後アパートに住んでいる人たちが物価上昇を考えたときに財政調整基

金なるものを幾分でも利用できるものであれば、何か話を聞いてみると「ちょっと高いんじゃないかな」というのがどんどん聞こえてくるんだよね。

だからこの辺で、今ウクライナから始まってこういう物価高になってしまったんだけど、この件についてもう少し財政調整基金なるものをまた一般会計から繰り入れることができるけれども、こういうことで何とか国保を払うものを若干でも下げることができないかと思えますけれども、その辺についてはどう思いますか。

○委員長（芳賀 潤君） 町民課長。

○町民課長兼リサイクルセンター長（関 貴紀君） 税を軽減するというところでよろしいでしょうか。

まず現在、県主導によって国保税統一に向けた動きを行っております。第2期令和5年度までということで、今検討段階ということでございます。前回もお話しましたが、第3期であります令和6年以降に統一の部分が示されるというところでございます。それまで私どもはそこに対して注視しながら、令和6年以降の方針に従っていくということで県内全市町村とも足並みをそろえているということでございますので、令和6年以降の方向性が示された時点で再度その点につきましては御説明したいということで、御理解いただきたいと思えます。

財調の取崩し等々につきましては、国保税の性質上。（「いや、どれくらいあるの」の声あり）

基金残高ですね、今現在2億7,256万5,974円でございます。

○委員長（芳賀 潤君） 金崎委員。

○11番（金崎悟朗君） 県との統合後の流れは流れとしては知っていますけれども、実際生活している人たちから見れば、失礼な話ですけども県の流れとか何とかというのは関係ないわけだ。関係ないといえようそになるけれども、実際「ここの中でこういう流れがあるんだ」というのを我々は知っているけれども、一般町民から見れば先ほど言ったように、こうなっているいろいろなものが上昇していけば、そしてアパートの払う金額も上がっていく。いろいろなものが加味されていけば、やっぱり苦しいところが出ると思うんだよ。それで、その辺について何か方策を打てないものか。その辺については、町長さんのほうで何か答弁ありましたら。

○委員長（芳賀 潤君） 町長。

○町長（平野公三君） 国保の加入者だけではなくて町全体、住民全体がやはり物価高に

苦しんでる状況であると思います。特に、電力料金が倍になっている状況がございますので、前の施策の中では水道料金という形でやらせていただきました。それをもって、まだ難しい状況にあることは十分承知していますので、おしなべて町民の生活をどう守っていくかということでもありますので、それについては全面的な町民という意識の中で何らかの形で支援の必要性はあると考えていますので、これから状況を見ながら施策を打っていきたいと思います。

○委員長（芳賀 潤君） 進行します。8款公債費1項公債費、

進行します。9款諸支出金1項償還金及び還付加算金。

進行します。148ページに入ります。10款繰上充用金1項繰上充用金。

進行します。11款予備費1項予備費。

進行します。令和5年度大槌町国民健康保険特別会計予算を定めることについての質疑を終結いたします。

議案第24号令和5年度大槌町介護保険特別会計予算を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（小笠原純一君） 議案第24号令和5年度大槌町介護保険特別会計予算を定めることについて、御説明申し上げます。

16ページをお開きください。令和5年度大槌町介護保険特別会計予算。

令和5年度大槌町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16億1,310万3,000円と定める。

第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

歳出予算の流用。第2条地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。（1）保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

17ページをお開きください。説明につきましては、款・項・金額を読み上げ、対前年度比の伸び率及び増減要因または主な事業内容について御説明申し上げます。なお、款及び項が同一の場合は省略いたします。

第1表歳入歳出予算、歳入。1款保険料1項介護保険料2億7,637万6,000円、1%の減は保険料の減によるものであります。

2款使用料及び手数料1項手数料49万2,000円、3.4%の増は地域支援事業サービス利用手数料の増によるものであります。

3款国庫支出金1項国庫負担金1億6,421万3,000円、0.2%の増は保険給付費の増によるものであります。

2項国庫補助金1億3,312万5,000円、1.0%の増は地域支援事業交付金の増によるものであります。

4款1項支払基金交付金4億1,759万5,000円、0.2%の増は保険給付費の増によるものであります。

5款県支出金1項県負担金2億2,697万1,000円、0.2%の増は保険給付費の増によるものであります。

2項財政安定化基金支出金1,000円は、整理科目であります。

3項県補助金1,056万2,000円、3.4%の減は地域支援事業交付金の減によるものであります。

6款財産収入1項財産運用収入1,000円は、介護給付費準備基金預金利子であります。

7款繰入金1項一般会計繰入金2億5,054万8,000円、1.9%の増は保険給付費の増によるものであります。

2項基金繰入金2,941万円は、介護保険給付費準備基金からの繰入金であり、前年度と同額であります。

8款1項繰越金1,000円は、整理科目であります。

9款諸収入1項居宅支援サービス計画費収入377万8,000円は、要支援認定者のサービス計画作成に係る収入でございます。前年度と同額であります。

2項延滞金加算金及び過料2,000円は、整理科目であります。

3項雑入2万7,000円は、生活保護受給者の介護保険認定審査委託料等が主な内容でありまして、前年度と同額であります。

10款1項町債1,000円は、整理科目であります。

19ページをお開きください。歳出1款総務費1項総務管理費585万5,000円、19.7%の増は主に介護保険事業計画策定委託料の増によるものであります。

2項徴収費66万円は、賦課徴収事務に要する経費で、前年度と同額であります。

3 項介護認定審査会費1,270万9,000円、7.2%の増は介護認定審査会システム保守業務委託料の増によるものであります。

4 項趣旨普及費33万9,000円は、介護保険制度に係る啓発・周知に要する経費で、前年度と同額であります。

2 款保険給付費 1 項介護サービス等諸費13億8,367万5,000円、0.1%の増は居宅介護サービス計画給付費の増によるものであります。

2 項介護予防サービス等諸費3,195万4,000円は、前年度と同額であります。

3 項その他諸費118万4,000円は、前年度と同額であります。

4 項高額介護サービス等費1,745万9,000円、9.6%の増は高額介護サービス費負担金の増によるものであります。

5 項高額医療合算介護サービス等費160万7,000円は、前年度と同額であります。

6 項特定入所者介護サービス等費7,545万7,000円は、前年度と同額であります。

3 款 1 項財政安定化基金拠出金1,000円は、整理科目であります。

4 款地域支援事業費 1 項介護予防生活支援サービス事業費2,772万3,000円、0.9%の減は第1号介護予防支援事業委託料の減によるものであります。

2 項一般介護予防事業費755万9,000円、0.2%の減は予防事業の啓発や地域介護予防活動支援に要する経費であり、主に委託料の減によるものであります。

3 項包括的支援事業任意事業費3,242万2,000円、5%の減は介護給付費適正化委託料の減によるものであります。

4 項その他諸費10万6,000円は、岩手県国民健康保険団体連合会に対する審査委託料で、前年度と同額であります。

5 款 1 項介護予防支援事業費903万7,000円、27.3%の増は人件費の増によるものであります。

6 款 1 項基金積立金2,000円は、介護給付費準備基金預金利子に係る積立金でありまして、前年度と同額であります。

7 款公債費 1 項財政安定化基金償還金1,000円は、整理科目であります。

20ページをお開きください。8 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金535万1,000円は、被保険者の異動等に伴う納付済みの保険料の還付金などが主な内容で、前年度と同額であります。

2 項延滞金1,000円及び3 項繰出金1,000円は、整理科目であります。

以上、御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○委員長（芳賀 潤君） 質疑に入ります。151ページをお開きください。

歳入。1款保険料1項介護保険料。

進行します。2款使用料及び手数料1項手数料。

進行します。3款国庫支出金1項国庫負担金、2項国庫補助金。152ページ中段まで。

4款支払基金交付金1項支払基金交付金。

進行します。5款県支出金1項県負担金。153ページ上段まで。

進行します。2項財政安定化基金支出金。

進行します。3項県補助金。

進行します。6款財産収入1項財産運用収入。

進行します。7款繰入金1項一般会計繰入金。

進行します。154ページ中段まで。

進行します。2項基金繰入金。

進行します。8款繰越金1項繰越金。

進行します。9款諸収入1項居宅支援サービス計画費収入。

155ページに入ります。9款諸収入2項、延滞金、加算金及び過料。

進行します。3項雑入。

進行します。10款町債1項町債。

歳入を終わります。

156ページに入ります。歳出1款総務費1項総務管理費。東梅委員。

○9番（東梅康悦君） 令和5年度は、第8期の介護事業計画の最終年度だと承知しております。そこで総務管理費の関係なのですが、もちろん第9期、令和6年から令和8年度の部分を今年度いろいろと作業しなければいけないことがあると思うんですが、その中で第9期の事業計画に向けたスケジュールというものは総務管理費の中には見えないんですが、どういうふうな感じで第9期に向かっていくのかというところ、今お持ちの中で御答弁お願いしたいと思ひます。

○委員長（芳賀 潤君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小笠原純一君） お答ひいたします。

今年度におきまして、次なる計画に向けてのアンケート調査等も実施してございました。それを現在集計しているところでありますが、それらの地域のニーズ、あと高齢の

方の状況等を把握しながら、9期の計画を令和5年度から策定に向けて進めていきたいなと思っています。

それに向けては、来年度も引き続きコンサルのほうに業務委託、計画策定にあたるファシリテート等も含めた業務委託をする予定でございますが、取りあえず委員のほうの選任をし、令和5年度に入って早いうちからスタートしていきたいなというふうに思っております。

現状といたしましては、施設入所から在宅・居宅のほうに移行するような流れもありながらも、実際状況とすれば余り大きい金額的な変更もないところもございます。ただお年寄り、介護のサービスが必要な方が安心して暮らし続けるようなサービスの提供、あるいは介護保険を使わず健康で朗らかに生き続けられる施策を講じるような形を、今年度9期の計画の中には盛り込んでいきたいなと私自身考えているところであります。

○委員長（芳賀 潤君） 東梅委員。

○9番（東梅康悦君） 分かりました。

先ほどの国保のところもそうなんですが、国保は今町村ばらばらの保険料率で、あと数年すると統一したものになるということです。介護の場合も、町村ばらばらの保険料率ですよ。その中で期間3年は来年から始まるんですが、先ほど金崎委員が言われたようになかなか年金等の関係もありますし、物価上昇というものを考えた場合第9期に係る保険料を今年度いろいろ算出するわけですが、その部分はぜひ町民全体の問題だということで町長先ほど捉えています。国保と介護合わせた中でそういう部分も第9期の計画の中で、議論した中で町民負担というものをぜひ抑えるような部分にしてもらいたいと思います。

確かに、介護の部分の積立金もそんなに大きな金額じゃないんですが、ただその部分をじゃあどうしたらいいかというのは知恵の出どころだと思いますので、ぜひその部分を国保同様考えていただきたいと思いますが、再度介護の部分で町長いかがでしょうか。

○委員長（芳賀 潤君） 町長。失礼しました。最初に、健康福祉課長。

○健康福祉課長（小笠原純一君） ありがとうございます。

先ほどの予算の説明の中でも、大きな変動状況がないというところであります。介護保険の準備基金に関しましても、今回の計画の策定の段階で一応2億円は積立しておきますということでございました。令和4年度末の基金残高見込みとすれば、若干それを

超えているところであります。

ただその中でも、これからの介護サービスを受けている方のサービスの状況がまた新しい展開になった場合に、当然基金の充当でありますとか一般会計からの繰入金とか、様々財源をどのように確保していくかというところも今後計画の策定の中で検討していきたいなど、このように考えております。

○委員長（芳賀 潤君） 町長。

○町長（平野公三君） 町民全体の高齢化が進んでいく中で、やはり介護または国民健康保険も含めて負担感が大きいのではないかなと感じております。その負担感について、理解をいただくような取組も必要ですし、軽減策も必要ではないかなと思いますので、町全体として老後年を取っても、また日常的にも健康も含めて安心して暮らせるまちづくりという視点からは、きちんとその辺は考えていく必要があると思います。

○委員長（芳賀 潤君） ほかに。

進行します。2項徴収費。

157ページに入ります。3項介護認定審査会費。

進行します。4項趣旨普及費。

進行します。2款保険給付費1項介護サービス費等諸費。

進行します。158ページに入ります。

進行します。159ページ上段まで。

進行します。2項介護予防サービス等諸費。

進行します。160ページ中段まで。

進行します。3項その他諸費。

進行します。4項高額介護サービス等費。

進行します。5項高額医療合算介護サービス等費、161ページ中段まで。

進行します。6項特定入所者介護サービス等費。

進行します。3款財政安定化基金拠出金1項財政安定化基金拠出金、162ページ上段まで。

進行します。4款地域支援事業費1項介護予防生活支援サービス事業費。

進行します。2項一般介護予防事業費、163ページ中段まで。

進行します。3項包括的支援事業任意事業費。

進行します。164ページ。

進行します。165ページ。

進行します。166ページ中段まで。

進行します。4項その他諸費。

進行します。5款介護予防支援事業費1項介護予防支援事業費、167ページ上段まで。

進行します。6款基金積立金1項基金積立金。

進行します。7款公債費1項財政安定化基金償還金。

進行します。8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金。

進行します。168ページ上段まで。

進行します。2項延滞金。

進行します。3項繰出金。

進行します。令和5年度大槌町介護保険特別会計予算を定めることについての質疑を終結いたします。

議案第25号令和5年度大槌町後期高齢者医療特別会計予算を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。町民課長。

○町民課長兼リサイクルセンター長（関 貴紀君） 議案第25号令和5年度大槌町後期高齢者医療特別会計予算を定めることについてを御説明申し上げます。

21ページをお開きください。令和5年度大槌町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3,402万8,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

22ページをお開きください。説明につきましては款・項・金額を読み上げ、対前年度比、前年度比の伸び率及び増減要因、または主な事業内容について御説明申し上げます。款及び項が同様の場合は、省略いたします。

第1表歳入歳出予算、歳入。1款1項後期高齢者医療保険料8,486万8,000円、3%の減。普通徴収保険料の収納率につきましては、前年度までの収納実績を勘案し現年度分97.7%、滞納繰越分68.2%を見込んでおります。

2款使用料及び手数料1項手数料3万2000円は、督促手数料であります。

3款国庫支出金1項国庫補助金1,000円は、整理科目であります。

4款1項寄附金1,000円は、整理科目であります。

5款繰入金1項一般会計繰入金4,835万1,000円、7.8%の減。保険基盤安定負担金繰入金、前年度実績見込みから減となるものであります。

6款1項繰越金1,000円は、整理科目であります。

7款諸収入1項延滞金、加算金及び過料3万1,000円は、保険料延滞金であります。

同じく2項償還金及び還付加算金74万2,000円、4.2%の増。岩手県後期高齢者医療広域連合からの過年度分に係る保険料等の還付金であります。

同じく3項預金利子1,000円は、整理科目であります。

23ページをお開きください。歳出。1款総務費1項総務管理費31万円、6.2%の増。後期高齢者医療事務費の増に伴うものであります。

同じく2項徴収費84万9,000円、44.9%の増。賦課徴収に係る郵券料等の増によるものであります。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金1億3,212万6,000円、5%の減。徴収した保険料及び保険基盤安定負担金を、岩手県後期高齢者医療広域連合に納付する負担金であります。

3款諸支出金1項償還金及び還付加算金74万2000円、4.2%の増。過年度分の保険料還付金が主な内容であります。

同じく2項繰出金1,000円は、整理科目であります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（芳賀 潤君） 質疑に入ります。180ページをお開きください。

歳入。1款後期高齢者医療保険料1項後期高齢者医療保険料。

進行します。2款使用料及び手数料1項手数料。

進行します。3款国庫支出金1項国庫補助金。

進行します。4款寄附金1項寄附金。

進行します。5款繰入金1項一般会計繰入金。

進行します。181ページに入ります。6款繰越金1項繰越金。

進行します。7款諸収入1項延滞金加算金及び過料。

進行します。2項償還金及び還付加算金。

進行します。3項預金利子。

進行します。歳入を終わります。

歳出に入ります。182ページ。

1 款総務費 1 項総務管理費。

進行します。2 項徴収費。

進行します。後期高齢者医療広域連合納付金 1 項後期高齢者医療広域連合納付金。

進行します。3 諸支出金 1 項償還金及び還付加算金。

進行します。183ページ上段まで。

進行します。2 項繰出金。

進行します。令和 5 年度大槌町後期高齢者医療特別会計予算を定めることについての
質疑を終結いたします。

11時 5 分まで休憩いたします。

休 憩

午前 10時 53分

○

再 開

午前 11時 05分

○委員長（芳賀 潤君） 再開します。

議案第26号令和 5 年度大槌町水道事業会計予算を定めることについてを議題といたし
ます。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。上下水道課長。

○参事兼上下水道課長（中野智洋君） 議案第26号令和 4 年度大槌町水道事業会計予算を
定めることについて、その内容を御説明申し上げます。

別冊にて配付しております予算書の 1 ページを御覧願います。

第 1 条令和 5 年度大槌町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第 2 条業務の予定量は、次のとおりとする。

- 1、給水戸数5000戸。
- 2、年間総配水量138万,7000立方メートル。
- 3、1日平均配水量3,800立方メートル。

第 3 条収益的収入及び、支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第 1 款水道事業収益 3 億155万1,000円、0.3%の増であります。主な要因は、下水道会
計の負担金及び受託料の増によるものであります。

第 1 項営業収益 2 億1,144万6,000円、1.5%の増であります。主なものは、下水道会計

の負担金及び受託料の増であります。

第2項営業外収益9,004万円、2.4%の減であります。主なものは、雑収益及び旧簡水起債償還繰入金の減であります。

第3項特別利益6万5,000円、12.1%の増であります。主に過年度分の督促手数料を計上しております。

支出。

第1款水道事業費用3億5,817万2,000円、10.8%の増であります。主な要因は、水道施設維持管理業務委託及び水道料金改定計画検討業務委託料の計上によるものであります。

第1項営業費用3億2,141万1,000円、12.7%の増であります。事業活動のために生じる費用であり、人件費、燃料費、光熱水費、各種委託料、修繕費、減価償却費等であります。

第2項、営業外費用3,375万8,000円、3.7%の減であります。主に金融財務活動に要する費用であり、企業債の支払い利息、消費税及び地方消費税の納付見込額となっております。

第3項特別損失100万3,000円、増減なし。過年度損益修正損による特別損失であります。

第4項予備費200万円。

2ページ及び3ページを御覧願います。

第4条資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億550万5,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,129万7,000円、及び当年度分損益勘定留保資金2,452万5,000円、過年度分損益勘定留保資金6,968万3,000円で補填するものとする。

収入。

第1款資本的収入1億3,269万1,000円、38.4%の増であります。主な要因は、建設改良費の増加による国庫補助金及び他会計負担金の増であります。

第1項企業債5,900万円、15.7%の減であります。建設改良費に係る起債借入見込額となっております。

第2項補助金3,157万円、33.3%の増であります。建設改良費に係る国庫補助金となっております。

第3項出資金1,000円、整理科目であります。

第4項負担金4,211万8,000円、1814.5%の増となっております。これは、一般会計からの消火栓設置負担金及び旧簡水起債償還金繰入金、排水設備改良繰入金となっております。

第5項工事負担金2,000円、整理科目であります。

支出。

第1款資本的支出2億3,819万6,000円、16.5%の増であります。主な要因は、排水設備改良費の増加によるものであります。

第1項建設改良費1億1,787万7,000円、31.6%の増であります。主に、浪板地区老朽管更新工事及び大ケ口浄水場耐水化工事に関わる費用を計上しております。

第2項企業債償還金1億1,389万4,000円、0.8%の減であります。企業債の元金償還金であります。

第3項補助金返還金1,000円、整理科目であります。

第4項繰出金642万4,000円、皆増であります。浪板地区舗装本復旧事業費用であります。

第5条債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。事項、大槌町水道料金改定計画検討業務委託。期間、令和4年度から令和5年度。限度額、1,400万円。

第6条起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。起債の目的、排水施設整備事業。限度額、5,900万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、他の会計と同様ですので省略させていただきます。

第7条一時借入金の限度額は、1億円と定める。

第8条予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第9条に定める経費以外の同一款内の間の流用。

第9条次に挙げる経費についてはその経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は議会の議決を経なければならない。職員給与費3,674万8,000円。

第10条大槌町一般会計からこの会計へ補助等を受ける金額は、4,323万7,000円である。

第11条棚卸資産の購入限度額は500万円と定める。

以上、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（芳賀 潤君） 質疑に入ります。2ページをお開きください。

第5条債務負担行為。

進行します。3ページに進みます。第6条企業債。

進行します。金崎委員。

○11番（金崎悟朗君） どこで聞くかなと思っていただけども、老朽管の撤去、新しい管を入れるんだけれども、浪板で終わりでしょうか。例えば距離であと何百メートルとか、そういうのを教えてください。

○委員長（芳賀 潤君） 上下水道課長。

○参事兼上下水道課長（中野智洋君） 老朽管更新工事につきましては、一番最初は小鍬地区のほうから入っていきまして、それが完了したことによって今現在浪板地区のほうを今年度から施工しております。こちらのほうの施工がまだあと三、四年ほどかかる見込みでありまして、その後順次今度は大槌川の上流のほうの地区について、老朽管の更新工事を継続して進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長（芳賀 潤君） 金崎委員。

○11番（金崎悟朗君） 浪板の距離、あとどのくらいありますか。

○参事兼上下水道課長（中野智洋君） ちょっとお待ちください。

○11番（金崎悟朗君） ああ、いい。後で教えてくださいね。

○委員長（芳賀 潤君） よろしいですか。

進行します。7ページをお開きください。令和5年度大槌町水道事業会計予定キャッシュフロー計算書。7ページ・8ページ全部。

進行します。18ページをお開きください。令和5年度大槌町水道事業会計予定損益計算書。18・19ページ全部。

進行します。20ページに入ります。令和5年度大槌町水道事業予定貸借対照表。21ページまで、全部。

進行します。22ページに入ります。資本の部。

進行します。24ページに入ります。白澤委員。

○2番（白澤良一君） 給水収益の給水量の件数ですが、一般用の4,348件というものは、一般世帯の4,348世帯と理解してよろしいでしょうか。それで、件数というのは年々増減についてはどういう動きになっているとか、お知らせいただければありがたいです。

○委員長（芳賀 潤君） 上下水道課長。

○参事兼上下水道課長（中野智洋君） 一般用の給水件数については、お見込みのとおりです。こちらのほうの傾向といたしましては、上水のほうにつきましては世帯数については微減でありますけれども、減少傾向にあります。ただし、水量のほうについてもこちらに併せて減少傾向になっておりました。こちらにつきましては、核家族化が進んだことによるものというふうに捉えております。

○委員長（芳賀 潤君） 白澤委員。

○2番（白澤良一君） ありがとうございます。減少傾向というのは、人口の減少に伴ってそういう傾向にあると、そのように理解しています。

それで、現在南海トラフ地震なんかいろいろ懸念されて、災害に強いライフラインの整備、これは大槌町だけじゃなくてほかの自治体も一生懸命それに取り組んでおりますが、水道管施設の耐震化などへの対応は、そういうこともなされているのか。例えば既に対応されてあれば本当に安心なんですけど、対応されていないのであれば耐震化の現状と今後の進捗状況について、御説明いただければありがたいです。

以上です。

○委員長（芳賀 潤君） 上下水道課長。

○参事兼上下水道課長（中野智洋君） 管路施設ないし浄水場の耐震化ということになりますけれども、震災以降災害復旧事業ないし復興事業等で進めた管路の新設、そちらのほうについては全て耐震化の管のほうでもって新設をしておりますし、またただ災害復旧を行うだけではなく、例えば浸水区域内をメインの送水管が通ることなく、山側のほうとかもしくは国道45号線のほうとか、あと大槌川と小槌川を結ぶ新大槌トンネルの中を通すとか、そういった配慮をしたことによって耐震ないし津波の被害から免れるような、そういった際でも給水ができるような管路施設の整備になっております。

ただ、震災前からある旧簡水に伴う管路については耐震化がまだ行われていませんので、今現在行っている老朽管の更新工事の中で耐震化の管路材を使って耐震化を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長（芳賀 潤君） 25ページまで、全部。

進行します。26ページをお開きください。26ページ・27ページ全部。

28ページをお開きください。支出、29ページまで、全部。

30ページ、31ページをお開きください。全部。

進行します。32ページ・33ページ、全部。

進行します。34ページをお開きください。34ページ・35ページ全部。

進行します。36ページをお開きください。36ページ・37ページ全部。

進行します。38ページをお開きください。38ページ・39ページ全部。

進行します。40ページをお開きください。資本的収入及び支出。

収入。

1 款資本的収入 1 項企業債。

2 項補助金。

進行します。3 項出資金。

進行します。41ページ、4 項負担金。

5 項工事負担金。

42ページに入ります。42ページ・43ページ全部。

進行します。令和5年度大槌町水道事業会計予算を定めることについての質疑を終結いたします。

議案第27号令和5年度大槌町下水道事業会計予算を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。上下水道課長。

○参事兼上下水道課長（中野智洋君） 議案第27号令和5年度大槌町下水道事業会計予算を定めることについて、その内容を御説明申し上げます。

別冊にて配付しております予算書の1ページを御覧願います。

第1条令和5年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条業務の予定量は、次のとおりとする。

1、汚水処理戸数2,967戸。

2、年間総処理水量66万6,387立方メートル。

3、1日平均処理水量1,826立方メートル。

第3条収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

なお、第1款公共下水道事業費用のうち、営業費用中雨水処理費の工事請負費520万円の財源に充てるため、企業債520万円を借り入れる。

収入。

第1款公共下水道事業収益7億5,184万円、2.4%の増であります。主な要因は、減価償却費の増加に伴う長期前受金戻入れの増によるものです。

第1項営業収益1億4,301万円、0.6%の増であります。主なものは、使用料及び雨水処理に関わる負担金等であります。

第2項営業外収益6億882万8,000円、2.8%の増であります。主なものは、長期前受金戻入れ及び他会計負担金等であります。

第3項特別利益2,000円、整理科目であります。

第2款漁業集落排水事業収益3億2,664万4,000円、58.6%の増であります。主な要因は、減価償却費の増加に伴う長期前受金戻入れの増によるものであります。

第1項営業収益3,902万8,000円、2.4%の減であります。主なものは、使用料及び雨水処理に係る負担金等であります。

第2項営業外収益2億8,761万4,000円、73.3%の増であります。主なものは、長期前受金戻入れ及び他会計負担金等であります。

第3項特別利益2,000円、整理科目であります。

2ページ及び3ページを御覧願います。

支出。

第1款公共下水道事業費用7億5,704万円、2.4%の増であります。主な要因は、事業計画変更業務委託及び大槌町下水道使用料改定計画検討業務委託等の計上によるものです。

第1項営業費用7億1,270万2,000円、4.9%の増であります。事業活動のために生ずる費用であり、人件費、燃料費、光熱水費、各種委託料、修繕費、減価償却費等のほか、事業計画変更業務委託及び大槌町下水道使用料改定計画検討業務委託等であります。

第2項営業外費用4,423万6,000円、26%の減であります。主に、金融財務活動に要する費用であり、企業債の支払利息、消費税及び地方消費税の納付見込額であります。

第3項特別損失2,000円、整理科目であります。

第4項予備費10万円。

第2款漁業集落排水事業費用4億5,387万7,000円、120.4%の増であります。主な要因は、資産減耗費の増によるものであります。

第1項営業費用4億3,991万9,000円、131%の増であります。事業活動のため生じる費用であり、人件費、燃料費、光熱水費、各種委託料、修繕費、減価償却費、資産減耗費等であります。

第2項営業外費用1,385万6,000円、9.7%の減であります。主な要因として、金融財務

活動に要する費用であり、企業債の支払利息、消費税及び地方消費税の納付見込額となっております。

第3項特別損失2,000円、整理科目であります。

第4項予備費10万円。

第4条資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収益的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億1,283万8,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,311万5,000円、及び当年度分損益勘定留保資金1億9,972万3,000円で補填するものとする。

収入。

第1款公共下水道事業資本的収入3億3,393万1,000円、3.6%の増であります。主な要因は、一般会計からの出資金の増によるものです。

第1項企業債7,870万円、40.1%の減であります。建設改良費に係る起債借入れ見込額となっております。

第2項補助金5,800万円、4%の増であります。建設改良費に係る国庫補助金及び一般会計補助金であります。

第3項出資金1億1,992万円、106.5%の増となっております。企業債償還金の財源とする一般会計からの出資金であります。

第4項負担金7,731万1,000円、0.003%の増となっております。受益者負担金及び一般会計からの雨水処理等に関わる負担金となっております。

第2款漁業集落排水事業資本的収入3,469万2,000円、26.4%の増であります。主な要因は、一般会計からの出資金の増によるものであります。

第2項補助金147万9,000円、増減なし。下水道会計収支不足に係る一般会計からの補助金であります。

第3項出資金2,336万9,000円、39.3%の増であります。企業債償還金の財源とする一般会計からの出資金であります。

第5項分担金2万1,000円、増減なし。漁業集落排水事業に係る受益者分担金であります。

第7項負担金982万3,000円、7%の増であります。雨水処理等に係る一般会計からの負担金であります。

支出。

第1款公共下水道事業資本的支出4億9,822万2,000円、2%の増であります。主な要因は、大槌浄化センター耐水化工事費の計上によるものであります。

第1項建設改良費1億4,280万円、8.2%の減であります。主に污水管路新設工事及び大槌浄化センター耐水化工事に係る費用を計上しております。

第2項企業債償還金3億5,542万2,000円、6.8%の増であります。企業債の元金償還金となっております。

第2款漁業集落排水事業資本的支出8,323万9,000円、8.4%の増であります。主な要因は、企業債償還金の増加によるものであります。

第1項建設改良費150万円、増減なし。公共ます設置工事に係る費用を計上しております。

第2項企業債償還金8,173万9,000円、8.6%の増であります。企業債の元金償還金となっております。

第5条債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項、排水設備工事資金利子補給金、公共下水道事業。期間、令和5年度から令和9年度。限度額12万5,000円。漁業集落排水事業。期間、令和5年度から令和9年度。限度額8万4,000円。

4ページを御覧願います。

第6条起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的。下水道事業債、公共下水道事業。限度額8,390万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、他の会計と同様ですので省略させていただきます。

第7条一時借入金の限度額は3億円と定める。

第8条予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第9条に定める経費以外の同一款内の間の流用。

第9条次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は議会の議決を経なければならない。

職員給与費3,720万7,000円。

第10条下水道事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は9,101万6,000円である。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（芳賀 潤君） 質疑に入ります。

3ページをお開きください。第5条債務負担行為。小松委員。

○14番（小松則明君） 債務負担行為というより下水道についてということで、これを読ませていただきます。ある一般の下水道工事が終わった場所の方からの手紙ということで、「下水道工事業者さんへ。工事中は住民に気を使い工事など、また事故もなく終わりよかったです。おかげさまで下水道が通り、水洗を使うことができるようになります。ありがとうございました」と。

そういうことで業者さんに手紙があって、そしてそれを業者さんがフェイスブックに上げたということで、下水道の大切さということを知っている方々もいるということで、これは下水道というものは本当に川、そして水路、海まで続くということで、これからは復旧のことを進めてほしい、そういう思いで今ここで言わせていただきました。これからは御尽力していただければと思っております。

以上でございます。

○委員長（芳賀 潤君） 進行します。4ページをお開きください。第6条企業債。

進行します。11ページをお開きください。令和5年度大槌町下水道事業予定キャッシュフロー計算書、11ページ全部。

進行します。12ページ全部。

進行します。20ページをお開きください。令和5年度大槌町下水道事業予定損益計算書、21ページまで、全部。

22ページをお開きください。令和5年度大槌町下水道事業予定貸借対照表、23ページまで全部。

24ページをお開きください。資本の部、全部。

進行します。28ページをお開きください。収益的収入及び支出。28ページ・29ページ、全部。

進行します。30ページをお開きください。

進行します。31ページ、支出。31ページ全部。

進行します。32ページをお開きください。32ページ・33ページ全部。

進行します。34ページをお開きください。35ページまで全部。

36ページに入ります。2款漁業集落排水事業費用1項営業費用、36から37ページ。

38ページ中段まで。

2項営業外費用、39ページまで全部。

進行します。40ページ、資本的収入及び支出。41ページまで全部。

進行します。42ページ全部。

進行します。43ページに入ります。支出。43ページ全部。

進行します。44ページ全部。

進行します。令和5年度大槌町下水道事業会計予算を定めることについての質疑を終結いたします。

以上をもって、議題となっております各会計予算の質疑は全て終了いたしました。

議案第22号令和5年度大槌町一般会計予算を定めることについてから、議案第27号令和5年度大槌町下水道事業会計予算を定めることについてまでの予算6件について、予算特別委員会としての可否を決定したいと思います。

ただいまから予算6件について、順次、電子採決システムにより採決いたします。

議案第22号令和5年度大槌町一般会計予算を定めることについてを採決いたします。

本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

押し忘れなしと認め、確定いたします。賛成全員であります。よって、令和5年度大槌町一般会計予算は可決すべきものと決しました。

議案第23号令和5年度大槌町国民健康保険特別会計予算を定めることについてを採決いたします。

本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

押し忘れなしと認め、確定いたします。賛成全員であります。よって、令和5年度大槌町国民健康保険特別会計予算は可決すべきものと決しました。

議案第24号令和5年度大槌町介護保険特別会計予算を定めることについてを採決いたします。

本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

押し忘れなしと認め、確定いたします。賛成全員であります。よって、令和5年度大槌町介護保険特別会計予算は可決すべきものと決しました。

議案第25号令和5年度大槌町後期高齢者医療特別会計予算を定めることについてを採

決いたします。

本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

押し忘れなしと認め、確定いたします。賛成全員であります。よって、令和5年度大槌町後期高齢者医療特別会計予算は可決すべきものと決しました。

議案第26号令和5年度大槌町水道事業会計予算を定めることについてを採決いたします。

本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

押し忘れなしと認め、確定いたします。賛成全員であります。よって、令和5年度大槌町水道事業会計予算は可決すべきものと決しました。

議案第27号令和5年度大槌町下水道事業会計予算を定めることについてを採決いたします。

本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

押し忘れなしと認め、確定いたします。賛成全員であります。よって、令和5年度大槌町下水道事業会計予算は可決すべきものと決しました。

以上で、予算特別委員会に付託されました予算6件の審査は全て終了しました。

これをもって、予算特別委員会を閉会いたします。

明日16日は、午前10時から本会議を再開願います。

大変御苦労さまでした。

閉 会 午前11時44分